



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	<北大立法過程研究会報告>「パリテ法一制定の背景とプロセス」
Author(s)	糠塚, 康江; NUKATSUKA, Yasue
Description	資料
Citation	北大法学論集, 57(6), 253-274
Issue Date	2007-03-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/20542">https://hdl.handle.net/2115/20542</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	57(6)_253-274.pdf



〈北大立法過程研究会報告〉

# 「パリテ法―制定の背景とプロセス―」

関東学院大学 糠塚康江

はじめに

はじめまして。ただいまご紹介いただきました、関東学院大学の糠塚と申します。本日は、北海道大学の立法過程研究会に

お招きいただきましたありがとうございます。本日の報告のテーマについて、パリテ法の制定の背景とプロセスということでお話を頂きました。先ほどの研究会の研究全体のお話を伺ったかぎりでは、昨年は、アメリカの立法過程を観察するこ

とによって、上院と参議院の比較をなさったと理解いたしました。そういう脈絡からすると、本日のお話は、昨年と同様のレベルのお話ではないということが、ただちにお判り頂けると思えます。ケーススタディと位置づけていただければよいのではないかと思います。

さて、レジュメの最初のところに「パリテ法」と書きました。

この法律の正式な名称は、「選挙による議員職及び選挙によって任命される公職への男女の均等なアクセスを促進する二〇〇〇年六月六日法律」といいます。どこにも「パリテ」という言葉はありません。したがって、なぜこの法律を「パリテ法」と呼ぶのか、疑問に思われる方も多くいらっしやると思います。

これはこの法律が生まれてきた過程に大きく起因しています。あらかじめ申し上げますと、パリテ法の制定過程には二つの点で大きな特徴があります。ひとつは、前史が長く、哲学的論争が続いたということです。もうひとつは、二段階に分かれた立法過程があったことです。一段階目が憲法改正、二段階目がそれを具体化する法律改正(あるいは改正法律制定)です。そして、憲法改正が先行しているという場合には、憲法院の存在が大きく関係しております。フランスにおいては、条約の批准前に憲法院によって違憲判決が出された場合で、その条約を

批准する必要があるれば、憲法を改正してから当該条約を批准するという手続がとられています。シエンゲン協定の適用に関するシエンゲン補則条約を国内法化するための一九九三年一月二五日の憲法改正がありますが、これは純粋に国内法の問題ではなく、どちらかといえば、条約にともなう憲法改正でありました。国内法制定という目的のために憲法を改正したという手続を採ったのは、このパリテ法がはじめてです。

次に、パリテを考える場合、内容的な興味を二つに分けるとが出来ます。ひとつは、理論的意味合いです。これは、憲法的言説といかなる関係にあるものかという興味と同時に、それはいかなる技法なのかという法技術の問題としての興味です。具体的にいえば、ポジティヴ・アクションとの関係で、パリテがどのように位置づけられるものなのかという問題です。もうひとつは、本日お話をさせて頂く立法過程の興味です。本日は立法過程に焦点をあてたご報告をさせていただきますが、必要な範囲内で前史に触れる必要があります。その意味で、若干哲学的論争といったものに触れながら、お話をさせていただくということになります。

## I 背景

一. 内在的理由

まず、フランスでこのような女性の政治参加に対して、特別な法律が作られた背景というものから探っていきたいと思います。最初は、内在的理由です。お手もとのレジュメには、「革命の忘れ物」というような文学的な書き方をしました。周知のとおりフランスは、人権の母国として自己規定してきました。しかし、この約束事をフランスという国境に覆われた国内に限ったとしても、直ちに普遍性にふさわしい実体があったかといわれれば、そういうわけではなかったのです。このことは、深瀬先生をはじめとするフランス憲法学における先行業績によって明らかにされているところです。それどころか、女性は、人権の主体として認められていたかどうか怪しい状況でありました。そして、このことを、オランブ・ドゥ・グージュが、一七九一年に「女性及び女性市民の権利宣言」として、告発しております。この告発は受け入れられませんでしたが、そればかりか、この歴史的文書が歴史の中に埋もれていったというのが事実であり、フランス国内では、長く顧みられることがなかったのです。「女性は男性より弱い存在だから保護を必要とし、男性は女性より強いから自由である」。これはポルタリスの言葉

ですが、こうした両性の本性論的理解、すなわち、本質的に両性は違うという考え方に、ナポレオン法典以来、フランスの法制度は支配されてきました。女性は家庭に押し込められ、男女不平等の思想が、既婚女性の法的無能力に象徴的に現れていました。

次に、選挙制度に目を移しますと、フランスは制限選挙から出発しました。一九世紀前半、民主化の要求が選挙権拡大要求として現れ、選挙権を拡大する法律の改正が進んでいきました。結局のところ、一八四八年に臨時政府によって普通選挙制が確立されることになりました。女性たちは一八四八年の革命に参加していましたが、第二共和憲法にはその声は反映されませんでした。普通選挙制であるといいつつも、男性だけを対象とする、「半」普通選挙制だったのです。主権行使にかかわる市民の資格は、男性のみに認められていたのです。この意味で、主権行使にかかわる市民の資格は、「ジェンダー化」されていたといえます。その後、女性たちは、第二共和制、第三共和制を通して、様々な形で参政権獲得運動を展開しましたが、うまくいきませんでした。その理論的根拠は、女性は自律した個人ではない、自律した個人でない以上、自律した政治的判断が出来ない存在であるという考えにありました。女性は選挙権を行使

するに値する主体ではないと考えられていたのです。

フランスでは長きにわたって共和制が続いてきましたが、それは女性不在の共和制であったといえます。共和制、あるいは *res publica* という言葉には、すべての人に開かれているという意味合いがありますが、フランスの共和制を担う市民は「すべて」ではありませんでした。女性という、フランスに生きる人間の半分が投票に招かれていなかったわけですから。この長い女性不在の状態を断ち切ったのが、一九四四年のドゴールの臨時政府です。一九四六年の憲法前文三項は、「法律は、女性に対してすべての領域において、男性のそれと平等な諸権利を保障する」と定め、あるいは、一九五八年憲法の三条四項は、「民事上及び政治上の権利を享有する成年男女」は、「すべて法律の定める条件にしたがって、選挙人である」と定めております。しかし、法的に男女平等が確立され、政治的市民として男女の対等な地位が憲法上承認されること、現実の政治生活において男女が対等であるということは別問題です。比例代表制によって選出された第四共和制の国民議会における女性議員率は、一九四六年一月に五・七％に達していましたが、その後では低迷しております。小選挙区制で選挙が実施される第五共和制においては、一％台になっていきます。そして、一九八七年

になって、ようやく六％付近で安定します。一九九七年の社会党の女性議員の大量進出により、国民議会女性議員率は一〇・九％に達しました。当時のEC諸国で（最下位の）ギリシャの下院の女性議員率が六・三％でしたので、フランスは下から数えて二番目ということになります。元老院については、三二一名中一九人が女性で、その比率は、六％でした。

フランスにおいて、女性がこのような地位に置かれたのは、女性の参政権獲得が遅れたことに原因がありますが、環境的要因として性別分担論があります。さまざまな伝統や家庭生活、教育文化などが女性を政治から遠ざけて、女性は社会生活においては、副次的役割を果たしていればよいというのが支配的な考え方でした。また、先ほど少し申し上げましたが、第五共和制において、国民議会議員選挙が小選挙区制で実施されていたことも、女性が政治的に進出することを困難にしてきた制度的要因となっています。この小選挙区二回投票多数代表制は、選挙区を地方名主である現職議員の封土に変えます。フランスにおいては引退年齢が政界にはなく、その結果、議員が終身で選ばれ続けることを許す選挙制度になっているのです。したがって、後から新規参入した女性に困難を強いる選挙制度であるといえます。また、元老院議員選挙は間接選挙であり、その選挙

人団の構成から地方名望家に有利に働きます。加えて、フランス独特の兼職制度があります。フランスでは、国会議員が地方自治体の首長や地方議会の議員を同時に兼ねることが許されています。共和主義者が国と地方を一元的に支配することが可能となることから、肯定的に理解されてきました。地方政治は、政治家としての経験を積む場として、あるいは議員の知名度をあげる場として機能するといわれますが、この地方政治の場が国会議員によって占められているということは、知名度をあげる場所がないということになります。女性が男性と等しく選挙権・被選挙権を獲得したにもかかわらず、国レベルでも地方レベルでも立候補を阻まれる様な状況が存在していたのです。

## 二、外在的理由…国際的「ジェンダー主流化」の動き

次に、女性の進出を促進する外在的理由について触れたいと思います。それは、女性の過少代表の状況は、国際的な視点からすれば、フランスにとって大変なスキャンダルだということです。先ほど申し上げましたように、フランスの女性議員率は、EU加盟国中、ギリシャに次いで下から二番目でした。人権の母国を自認しながら、このような「体たらく」は一体何なのだ

ということになります。フランスは女性の政治参加の問題についてヨーロッパの先進国とは異なる存在になっているという意味で、「フランス的例外」と言われてきました。このような状況のフランスを置き去りにするかのようになり、国際社会は男女平等と女性の権利を推進するという方向に進んでいました。国連は、一九七五年を国際女性年とし、一九七九年には女性差別撤廃条約を採択しました（フランスは、一九八四年になってこれを批准し、二〇〇年には実効性を高めるための個人通報制度を導入しております）。ヨーロッパレベルでも、男女平等を進めるといふ動きが大変顕著に進んでおります。EUでは特に雇用分野において進んでおります。あらゆる政策についてジェンダーに注目した効果を検討する「ジェンダー主流化」の流れは、国際的にはもはや決定的になっております。

## II 前史…性別クォータ制の頓挫とパリテの登場

### 一、性別クォータ制

さて、このような国際的環境にあつて、フランスは自らの「例

外的状況」を自覚せざるを得なくなり、先ほど申し上げましたように、女性はずでに選挙権を得ており、確かに当選議員もいます。しかし女性議員率が低迷したままにあつたのです。こうした状況を打開するために、一九七〇年代に入りまして、性別クォータ制導入の動きが活発化しました。ジスカル・デスタン大統領時代に、モニク・ペルティエ家族女性の地位担当大臣という方がいらっしゃいました。この方が、人口二五〇〇人以上のコミューン(フランスの基礎的地方公共団体。市・町・村の区別がない)の議会議員選挙の候補者リストが、少なくとも各性(事実上女性)を二〇%義務的に含んでいなければならぬ、という提案をしました。これを受けて、一九八〇年一月、当時のレイモン・パール首相が、コミューン議会議員選挙の候補者名簿に、「各性を少なくとも二五%」含むことを強制する法案を議会に提出しました。この法案は、国民議会で、四三九対三という圧倒的多数をもって可決されましたが、残念ながら会期終了で元老院に送付される前に立ち消えてしまいました。その後、大統領選挙が行われ、フランソワ・ミッテラン氏が当選しました。ミッテラン大統領は、クレツソン氏をフランス初の女性首相に任命したことで知られているように、女性が果たすべき役割に、大変関心を示されていた方です。しかし、

ミッテラン大統領が選ばれた一九八一年の国民議会議員選挙による女性議員率は、五・三%にとどまり、与党社会党の女性議員も一九人で、その女性議員率は、六・六%でした。一九八二年、政府は再びコミューン議会議員選挙の改正法案を用意しました。ジスカル・デスタン時代においては、当選選挙への性別クォータ制の導入を考えていたのに対して、この社会党政権ではそのようなことを考えていませんでした。この法案審議中、社会党の国民議会議員ジゼル・アリミ氏は、名簿式投票で実施される(人口三五〇〇人以上の)コミューン議会議員選挙について、一方の性の候補者を必ず三〇%含むとするクォータ制設立を内容とした修正案を提案しました。その審議過程で、アラン・リシャール修正により一方の性の割合が二五%に変更されたうえで、結局、選挙法典L二六〇条の二として、名簿式投票で実施されるコミューン議会議員選挙について、「候補者名簿は同一の性の候補者を七五%以上含んではならない」という規定を定める提案が可決されました。

その後、別の条項を理由として、野党の議員がこの法案を大統領の審判前に憲法院に提訴しました。憲法院は、申し立ての対象ではなかったにもかかわらず、性別クォータ制条項を職権によって審査し、違憲と判断しました。そのとき憲法院が根拠

とした条文が、一九五八年憲法三条の主権規定と、一七八九年人権宣言六条の法の前の平等に関する規定です。憲法院は判決で次のように言いました。すなわち、「市民という資格は、年齢や法的無能力や国籍を理由とする除外、また、選挙人の自由や選出された議員の独立性の保護を理由とする除外のほかは、すべての人に同一の条件で選挙権と被選挙権を与えていること、これらの憲法的価値を有する諸原則は選挙人や被選挙人のカテゴリーによるあらゆる区別に対立すること、そのことはすべての政治的選挙の原則であり、とりわけコミュニケーション議会議員選挙についてそうである」と。

憲法院は、性別クォータ制を推進する手段として評価するのではなく、性別クォータ制によって市民という資格を性別化できるのかという問題提起をしたのです。そして、憲法院は、市民を性別化することはできないと判断しました。このような形で、性別クォータ制条項は、葬り去られました。冷静になつて考えて見ますと、クォータ制は確かに女性の政策決定過程への進出を促進するという目的に対しては現実的な手段となるかもしれませんが、「なぜ二五%か」という問いを立てられれば、答えに窮します。言い換えれば、この二五%という数字は「二五%くらいなら受け入れても良い」という議会の判断で

あつて、妥協の産物でしかなく、理論的な根拠などないのです。

## 二、「パリテ」の登場と哲学論争の先行

このようなことから、フランス憲法の下では性別クォータ制を採用できないということになりました。パリテという言葉は、政治的代表における男女の平等という考え方を表すために、ドイツのエコロジストやフェミニニストによつて使われ始め、その後ヨーロッパ評議会やEUで用いられるようになり、一九九〇年代には政治演説に含まれるようになりました。一九九二年、アテネで女性サミットが開かれ、「民主主義は代表よりも、公選におけるパリテ(この場合、パリテとは男女半々という意味。)を必要とする」という採択がなされました。パリテは、一つの目的であり、政治の世界における女性差別の批判でもありました。フランスにおいて、パリテという言葉が登場したのは、一九八六年頃といわれております。これを決定的にしたのが、一九九二年に刊行された、フランスワーズ・ガスパール、クロード・セルヴァン・シユライバー、アンヌ・ル・ガルによる『女性市民よ! 権力の座へ—自由、平等、パリテ』という本です。この本をきっかけにフランスで論争が本格化しました。

パリテには、賛成と反対の立場があります。パリテ賛成派は、大きく二分されます。まず、ひとつは、主に一九九二年の書物が中心となって形成された、いわゆる純粹パリテ派です。ここで言われていたことは、少し硬い訳語ですが、個人の解剖学的二元性です。個人というのは男性か女性のどちらかの形態の下に存在するという考え方です。これに対して、従来の共和主義派は、性のない個人、あるいは、性自体を問わないという姿勢をとり、抽象的な存在として理解しています。しかし、パリテ派はそうではない。男女といった形態を持った個人があり、二元的な存在であるといいます。それは、あくまでも抽象的な個人だが、形態的に二つの種類があるという理解です。主権を使用する場合は、理性を行使する抽象的な存在であるという構想を維持します。もうひとつのパリテ賛成派は差異本質主義の立場です。人間存在というのは、男女混成であるという考え方で、より具体的には、女性は母性を持った存在であり、女性固有の問題を持っていると主張します。そこからパリテの擁護論を導くわけです。このように、パリテを導入したいという立場には二つの立場があり、その根拠がかなり異なるということを理解していただけたらと思います。しかし、現象的にはどちらもパリテを支持しようという声を上げているので、パリテはどうして

も内部に差異のジレンマを抱えてしまうことになりました。

次に、パリテ導入反対派の主張です。これについて、女性は家庭に閉じこもっていればよいという保守派の主張もあります。これは論外として、女性には権利がある、女性の政治的進出は促進しなければならぬことを認めながらも、パリテという手段は正しくない、と考えるのです。この立場も二つに分かれます。ひとつは、先ほど触れた伝統的な共和主義派であり、性を問わない抽象的な個人だけが主体であるという考え方です。もうひとつは、極左派の考え方です。世の中には、〈支配—被支配〉という対立関係があり、女性も被支配の側にいる。しかし、被支配の側にいる女性だけを取り上げるのは適切ではない。他にも人種や貧困などの問題で少数派に属し、支配される側にいる人々がいる。女性だけを取り上げると被支配の側の連帯が崩れるので好ましくない、と考えるのです。

以上総じて、パリテをめぐる政治的な現象としては、〈支持派—反対派〉というように分かれ、知的地盤からするとそれぞれ陣営が二分されます。パリテ支持派は、個人の把握において抽象と具象の間で分かれ、パリテ反対派も個人の把握において抽象と具象の間で分かれます。同じく抽象的共和主義を信奉しながら、パリテ賛成派とパリテ反対派に分かれていたので

(レジュメの「パリテ論争の相関図」を文末に再掲)。

確認しておきたいのですが、パリテは女性のためだけのものではありません。それは、男性の権利であり、女性の権利です。パリテは男女半々ということですから、男女どちらにとつても権利と位置づけられるのです。

### 三. パリテの政治課題化

一九九五年の大統領選挙に際しては主要三候補である、シラク氏、ジョスパン氏、バラデュール氏が、比例代表制で実施される選挙にクォータ制を導入することを公約に掲げました。選挙後、シラク新大統領は、首相を委員長とする「男女間のパリテ監視委員会」を設置しました。また、一九九六年六月には、クレソン元首相をはじめとする一〇人の閣僚経験のある女性が、「パリテを求めろ—〇人宣言」を発表し、機運も盛り上がってきました。少数の議員でしたが、パリテ導入を目的とした憲法改正を国民議会に提案しています。そして、一九九七年三月一日に、国民議会史上初めてパリテをテーマにして議決を伴わない自由討論が行われました。ジュペ首相(当時)は、女性の政治参画の促進を目的とした積極的是正措置を導入するため

に、憲法改正に賛成すると発言しました。但し、この論理に適合的な選挙は名簿式投票で実施される選挙に限られるという理解を示しました。

この一連の議論の中で、更なる混同が生まれました。先ほどパリテ賛成派の知的基盤に分裂があったといいましたが、それに加えて、パリテとクォータ制の混同が起りました。パリテ派にとつて、五〇対五〇は解剖学的二元性を代表制の基礎とすることを意味していますが、パリテは五〇%のクォータではないかという意見が出てきたのです。時系列的には後の話を先取りすることになりますが、パリテ導入を可能にするための憲法改正の審議中、憲法改正を見越して社会党政権がパリテ条項を含む法律を成立させたところ、当該規定を五〇%クォータであり違憲であるとして、野党の元老院議員が憲法院に提訴しました。一九九九年一月一四日の判決で、憲法院は性別クォータ制違憲判決の論理を踏襲して、当該規定を違憲であると判断しました。こうした出来事にも、パリテを五〇%クォータ制と同一視する傾向を読み取ることができます。

### III プロセス(その一) —憲法改正

## 一．政府案

一九九七年、国民議会解散に引き続いて実施された総選挙で、社会党が勝利しました。その結果誕生したジョスパン内閣は、コンセイユ・デタの意見を徴した後、一九九八年六月一八日に憲法的法律案を国民議会に提出しました。

政府案は、憲法三条の主権条項の改正という形を取りました（三条五項として挿入…「法律は（選挙によって選出される）

議員職と公職への男女の均等なアクセスを促進する」。その理由は、一九八二年の性別クォータ制の違憲判決が、三条を根拠としていたということです。改正の理由は次のようなものでした。すなわち、「男女平等はすでに法的に確立されているにもかかわらず、政治生活における事実上の男女の差異があり、その是正がフランス社会の喫緊の課題とされている。職業・社会領域では、男女の事実上の平等実現のために積極的な措置をとることが憲法上可能である。しかし、政治生活においては、憲法院の判決によって、憲法上不可能であるという法的状況がある。それゆえ、この課題に取り組むためには、憲法を改正する必要がある」と。憲法改正提案趣旨中の「職業・社会領域では、男女の事実上の平等実現のために積極的な措置をとることが憲

法上可能である」という一文は、憲法院のアムステルダム条約についての一九九七年二月三一日判決に関係しています。アムステルダム条約中に、職業領域において、「少ない性」（実質女性）に配慮するポジティブ・アクションを許容する条項が入っていたのですが、それについて、憲法院は、当該条約を批准しても憲法と矛盾を生じないと判断しました。政府は、この憲法院の判決をもって、先に述べたような理解を示したのです。

## 二．第一読会…哲学論争

この政府案を受けて、第一読会が始まりました。第一読会は、ひとえに哲学論争であったと特徴付けられます。政府と国民議会は三条を改正しようとし、元老院は四条政党条項を改正しようとしたのですが、その理由付けにおける議論が非常に哲学的であったということです。国民議会の第一読会は、出席者数が百人に満たないという、非常に寂しい状況でしたが、政府案を検討した国民議会の委員会は、新たな提案をしました。それは、「法律は（選挙によって選ばれる）議員職および公職への男女の平等なアクセスが組織される条件を定める」というもので、立法者を拘束する内容でした。これに対して、元老院は、女性

の政治進出は政党の政策的判断一つで変わるとい判断から、  
四条改正を主張し、政党に対して公的助成などの何らかのイン  
センティブを与えるのがよいと考えました。三条は主権の行使  
に関する規定であり、その改正は主権の行使が男女という市民  
の区別に通じ、それは共和主義的普遍主義に反するとの反論が  
なされました。

### 三、第二読会…政治的妥協

国民議会の第二読会は、元老院の主張を受け入れませんでした。  
た。委員会修正の「法律は（選挙によって選ばれる）議員職お  
よび公職への男女の平等なアクセスが組織される条件を定め  
る」という強い形での憲法規定について一歩も譲らなかったの  
です。議会在休みに入り、議会の外での議論が深まりました。  
普遍的人間像といったときに、パリテ派は、個人の解剖学的二  
元性を採るのに対して、伝統的な共和主義派は「普遍的人間」  
には性別がないと主張します。そこへ差異本質主義者が加わり、  
彼らが自らの構想を「普遍的」と形容し、パリテ論争は混乱し  
ました。こうした状況のなかで、パリテ派は、性別のない普遍  
性こそが歴史的に女性排除を隠蔽してきたといい、パリテ反対

派は男女の生物学的差異になぜ法律が従わなければならないの  
か、その生物学的差異こそが女性に対する差別を歴史上正当化  
してきたのではないかと反論したのです。

また、国民主権という言葉についても議論がなされました。  
国民主権を行使するのは、男性と女性から構成される国民なの  
か。そうではなくて、男女の区別のない主権者なのか。主権は  
不可分であって、それは一体として人民に属するのであるとい  
うのが、フランスの伝統的な主権論であり、国民の一部が自分  
のものとして主権を行使することは許されないゆえに、女性が  
自分の主権を行使するということは認められない。したがって、  
パリテの導入は、共同体主義に繋がるのではないかと批判され  
ました。

平等も論点の一つとなりました。パリテ派は、男女平等が性  
差と同時に考えることができ、事実上の男女不平等を解消する  
ためには、事実上の性差を考慮せざるを得ない、「差異におけ  
る平等」を主張しました。他方、パリテ反対派は、平等は人間  
の統一性のために類似への権利に基かなければならないと主張  
しました。

第一段階においては憲法の教科書を見ているような原理的議  
論でしたが、元老院の第二読会の段階になると、元老院が女性

を蔑視しているのではないかという世論（「元老院」パリテ反対派「女性蔑視派」という等式でくくる世論の形成）ができてしまいました。当時のフランスのある世論調査によれば、四人に三人がパリテに賛成でした。また、別の世論調査では、回答者の八〇%が憲法にパリテを書き込んでいいのではないかという意見でした。こうして、パリテ反対論者の扱いが「イデオロギー的テロリズム」であると評されるような雰囲気になったところで、元老院の第二読会の審議が再開しました。元老院はかような状況から逃れることを、あるいは、どういふところから「落とし所」を持つていくかに腐心しました。元老院が下した結論は、三条修正は受け入れる。その代わりに、立法者に対して、より厳格な拘束力のある国民議会委員会案ではなくて、政府原案に戻すというものでした。政府原案とは、「法律は選挙による議員職と選挙による公職への男女の均等なアクセスを促進する」というものです。「促進する」という文言はフランス語では《favoriser》という単語を使っているのですが、二つの意味があります。一つは「優遇して扱う」という意味で、早晩、積極的是正措置を導くものであり、今一つは、「進展に貢献する」という意味です。「強制」から「奨励」まで、立法者がいろいろな判断を取りうるような、あいまいな表現です。要するに、

立法者がどのような立法をすべきなのか、文言からは一義的に決まらないのです。元老院は、こうして政治的に妥協し、四条二項として「政党は、法律によって定められた条件で、第三条の最終項（Ⅱ五項）で表明された原則の実施に貢献する」を追加して、新三条五項の対象選挙を、名簿式投票制で実施される選挙に限るようにしました。こうして、一九九九年七月八日付の憲法改正が成ったのです。

##### 五. 憲法改正の射程

###### (一) 改正条項の立法者非拘束性

この憲法改正は、違憲と判断された「性別クォータ制」の導入ではなく、「パリテ」の導入を目標に掲げていること、しかし法文そのものに「パリテ」という言葉が反映されていないことを指摘しておかなければなりません。この点については、シラク大統領が「パリテ」という文言の導入に多分に反対したというようなことが、正式な資料はないですが、新聞等で報道されております。

実際のところ、憲法改正によって創出された、いわゆるパリテ条項（三条五項）は、パリテという文言を含んでいない上に、

「強制」とも「奨励」とも取れる表現 (favoriser) を選択したことから、立法者の裁量の範囲 (それに伴う憲法院介入の範囲) は広くなりました。つまり、法文が立法者を拘束する構造にはなっていないので、立法者は、どのようにしたらよいかという基準を憲法から明確に導き出すことができません。確かに、政治的選挙におけるパリテは、議会等の政策決定機関における「男女同数」という意味で用いられたことから、「パリテは五〇%クォータに過ぎない」という見解もありますが、パリテの導入を政府が目標としていたということ、人々の間でもパリテという言葉が使われていたことに注目しておきたいと思います。

#### (二) 人権宣言六条問題

先ほど、一九八二年のクォータ制の違憲判断は、憲法三条と人権宣言六条を根拠にしていたことを紹介しました。人権宣言六条は、「法律は一般意思の表明である」こと、「すべての市民は法律の目には平等」であることを定めたあとで、「その能力にしたがって、かつその徳行と才能以外の差別なしに、等しくすべての位階、地位及び公職に就くことができる」と宣言しておりますが、今回の改正において、この人権宣言の六条が改正されなかったことに注意しなければなりません。このことは、

憲法改正審議の中で、共和主義的普遍主義派のパダンテール元老院議員が問題とした論点でありますが、このことは後年、重要な意味を帯びます。

#### IV プロセス (その二) — 制度設計

##### 一. 具体的構想

これまで述べたような憲法改正をどう具体化するかが問題となります。憲法改正を成立させるための政治的妥協が先行しておりますので、選挙制度の枠組みそのものには触れないことを前提にして、パリテを具体化することが求められました。こういう場合、フランスでは素案の策定が諮問されます。ジョスパン首相からパリテを具体化するためのシステムを検討するよう委ねられたパリテ監視委員会を代表して、ドミニック・ジヨ国民議会議員は、一九九九年九月に報告書を提出しました。報告書は次のように言います。現行の選挙システムを維持したままパリテを導入するならば、名簿式選挙によって行われる選挙がその対象となっている。但し、現行の一部の元老院議員選挙が比例代表制で行われているが、それについては適用しない。名

簿式比例代表制で実施するにしても、段階的に導入していくべきである。そして、国民議会議員選挙については、現行は小選挙区単記二回投票制で実施されているため、政党に対する公的助成の配分を操作することによって、政党にインセンティブを与える、というものです。

こうした内容を元に、政府は法案を提出しました。法案は、名簿式投票制による選挙について、「男女の候補者数の差が一名を超えてはならない」としました。これは、議員定数が奇数である選挙区への対応のためになされたことですが、候補者の名簿順位については一切言及されておりません。ここが政府案の弱いところとされておりす。

政府案に反発した国民議会が修正を加えました。国民議会は、名簿順位について政党にフリーハンドを与えていることを問題視したのです。当時、ベルギーでは性別クォータ制が実施されていましたが、あまり効果が表れていませんでした。それは、名簿順位についての定めがなかったために、実際の選挙で候補者名簿を作成するに当たり、名簿の低位に女性が集められていたからでした。国民議会はそのことを知っていたので、男女交互の名簿登載順にすることを主張しました。また、比例代表二回投票制で実施される選挙については、名簿登載順位について

六人をつつのユニットとし、そのユニットごとの男女同数を主張しました。選挙が一回目で決定しなかった場合、二回目投票に備えてそのメンバーを入れ替えることがあり、その段階での駆け引きをしやすいようにしようとする配慮からでした。さらに、比例代表制によるコミュニケーション議会議員選挙においてパリテを多く適用したいということで、人口三五〇〇人以上という要件から二〇〇〇人（後に政府の介入により二五〇〇人とされました）に引き下げるように修正しました。さらに、政党に対する公的助成金については、政党に付与される助成金の減額から生じる予算が、政治生活における男女間のパリテを促進する行動に割り当てられるよう、法律で予算に縛りをかける修正をしました。

こうして法律が議決されたのですが、元老院の野党議員が異議を申し立てました。国民議会による修正は、政府の原案と性格を異にする、とりわけ男女交互方式の原則は、選挙人の自由な選択を縛るものであるとして、憲法院に提訴しました。二〇〇〇年五月三〇日の判決の中で、憲法院は改正された憲法規定について、「前記（一九八二年）判決において憲法院によって指摘された憲法上の障害を取り除く目的と効果を有」し、「制憲者は立法者が選挙による議員職及び公職への男女の均等なアクセスを効果的なものにするあらゆる仕組みを設立できること

を了解している」ことから、「奨励的性格を帯びるものであろうと強制的性格を帯びるものであろうと、そうした規定を採用することは立法者に許されて (allowed) いる」としました。

但し、コミューン議会議員選挙が比例代表制で実施されるコミューンの人口規模について、三五〇〇人から二五〇〇人に変更することは、組織法律から「憲法的基礎を奪う効果を持つ」ので違憲であるとし、さらには、政党に付与される助成金の減額から生じる予算が、政治生活における男女間のパリテを助長する行動に割り当てられるよう、法律で予算に縛りをつける提案についても、政府の予算執行を縛るので、違憲であるとしました。

#### 四. パリテ実施の三つの手法

以上の議論をまとめますと、パリテ実施には三つの手法があることとなります。一つは、厳格なパリテを貫く強制型で、選挙制度は男女交互方式の名簿による比例代表一回投票制です。二つめは、強制型ではあるがより緩和されたパリテで、比例代表二回投票制において、六人単位で男女同数とする選挙制度です。三つめは、奨励型の緩やかなパリテです。公的助成金配に

よって、政党に対して女性候補者擁立のインセンティブを与えるものです。小選挙区単記二回投票制で実施される国民議会議員選挙が対象となります。

## V 評価と課題

### 一. パリテ法制定プロセスの評価

#### (一) 哲学論争の先行とその棚上げ

このようなパリテ法制定プロセスの評価をしたいと思えます。男女比を五〇対五〇とするパリテの要請からするならば、パリテに適合的な選挙制度は、男女交互方式による拘束名簿式比例代表制一回投票制であり、選挙区は広いほうが良いということになります。しかしながら、実際にはそうはならなかった。

一種の政治的妥協が先行していたからです。パリテの憲法要請を前提とした選挙の制度設計の論議が抜け落ちてしまったのです。憲法改正の審議過程において、原理的な問題が棚上げになり、ここで求められているパリテとは何なのかというような主題で審議が深められることはなく、また既存の選挙制度の枠組みをいじらない（パリテを理由にして非比例選挙を比例選挙対

象選挙としない)ことが憲法改正のための取引条件であったことから、パリテの原則から選挙制度を設計するという発想から出発することはなかったのです。パリテ派は、当初、パリテの導入によって、伝統的・共和主義的個人像からのパラダイムの転換を展望していました。この企図は、受け入れられず、理解されなかっただろうことは想像に難くありません。「パリテ」は政治的に受け入れられたのですが、原理的・哲学的に受け入れられたわけではなかったのです。

(二) 違憲判決を乗り越えるための憲法改正に先行される法律の制定プロセス

パリテを導入する選挙法制の整備に障害となる憲法院の違憲判決を乗り越えるために、パリテ法制定に先行して、憲法が改正されました。この手法がなぜ可能だったかということを確認します。結論としていえることは、フランスにおいては、憲法改正無制限論が通説になっており、制憲者がいかなる改正もなしという前提があったから、可能となったのです。そうすると、伝統的な普遍主義的人間像を主体とした法的な構築物として憲法があるとするならば、そこにパリテ法を通すための改正を入れたことによって、パリテを例外扱いする要因が生まれ

たこととなります。

(三) 政治的妥協の先行・選挙制度の維持

政治的妥協が先行して選挙制度が維持されたということから、結局のところ、「強制的にパリテなし」というような状況が生まれてきたことを付け加えなければなりません。コミューン議会については、パリテの導入で非常に劇的な変化を生じさせました。これに対して、肝心の国民議会や元老院の選挙結果は、あまり効果がありませんでした。なぜなら、脱法行為がなされたからです。国民議会議員選挙の場合は、女性に譲るくらいならば公的助成金を削減されても構わないという戦略を採りました。元老院議員選挙の場合は、女性に名簿順位を譲るくらいなら、新たに名簿を用意するというような戦略を採りました。

## 二. 課題

(一) 憲法ブロック

パリテの課題として、憲法ブロックの問題を考えていかなければなりません。現行のフランス憲法典は人権規定を持ってい

ません。一九七一年の憲法院の判決以来、一九五八年憲法前文で言及されている一七八九年の人権宣言、一九四六年の憲法前文など、共和国の諸法律で承認された基本的諸原理が、憲法規範として根拠となることが認められております。そのうちのひとつである人権宣言が、憲法改正の対象となりうるのかということがあります。しかし、それはあり得ない話です。そうすると、一九八二年の性別クォータ制判決で違憲の根拠として援用された一九五八年憲法三条が改正されたのに対して、同じく違憲の根拠とされた人権宣言六条が手付かずのまま残されていることの意味が、問われることとなります。

## (二) 政治部門 v.s 憲法院

この論点が、政治部門 v.s 憲法院という形で、いくつかの憲法院の判決に表れてきています。先ほど述べた政府によるパリテ導入のための憲法改正の提案理由で、政府は、「男女平等はすでに法的に確立されているにもかかわらず、政治生活における事実上の男女の差異があり、その是正がフランス社会の喫緊の課題とされている。職業・社会領域では、男女の事実上の平等実現のために積極的な措置をとることが憲法上可能である。しかし、政治生活においては、憲法院の判決によって、憲法上

不可能であるという法的状況がある。それゆえ、この課題に取り組むためには、憲法を改正する必要がある」と述べています。ここにあるように、パリテの思想は、政治的な生活だけでなく、職業・社会領域においても男女が責任を分担する社会を求めているという理解があったと思います。

このような理解を政治部門が現実には推し進めるにあたって法律を制定すると、憲法院がそれを阻むという事態が生じています。その最初の事例は、二〇〇一年六月一九日に下された、司法官職高等評議会組織法の違憲判決です。司法官職高等評議会とは司法権の独立に関して、司法権の独立の保障者である共和国大統領を補佐する憲法上の合議機関です（一九五八年憲法六四条、六五条）が、もともと司法官職という職は、自然に任せただままでパリテに到達した職業分野です。本件の立法時点では、司法官職高等評議会の六人の代表者のうち女性是一名でした。つまり、「ガラス天井」といわれていた領域でもありました。そこで、政府は、司法官職高等評議会の六人の構成員選挙の二段階にパリテのルールを適用することを提案しました。具体的には、第一段階として、一六〇名の選挙人団の選挙に際して、検察官に付される名簿及び五〇人の選挙人団の選挙に際して検察官に付される名簿が、厳格な男女交互方式の原則によって構

成されることとし、これによって、「大選挙人」が男女同数で構成されるようにします。第二段階として、この選挙人団が名簿式投票で、司法官職高等評議会の六人のメンバーを指名します。名簿はパリテ構成で、それぞれ三名の名前を登載し、少なくとも各性一名を含むものとなりました。

これに対して、憲法院は、パリテの手法が適用される分野は厳格に決められているとしました。すなわち、「憲法三条五項」法律は選挙による議員職及び選挙による公職の男女の均等なアクセスを促進する』という表現に従えば、この条項の採択を導いた議会作業及び三条への上記文言の挿入から、この規定は政治的な議員職と公職の選挙のみに適用されることが結論付けられる」というのです。したがって、国民主権の行使にあたらぬ他の領域では、相変わらず一七八九年の人権宣言六条が原則であり、パリテはこの原則を破れないとしました。

次に、二〇〇二年一月一二日の労使関係現代化法の解釈留保付合憲判決です。この法律は女性の職場進出を促すために、職業上の免状ないし資格の取得を女性に対して勧めるということを中心においていました。そこで、職業上の経験に基づいて獲得された知見やノウハウは当然のこと、それ以外の女性特有の社会活動や団体活動によって積まれた能力についても評価に値

するのではないかと考えました。そこで、このことを評価する委員会に女性をある程度加える必要があると考え、この審査委員会が「男女間の均衡のとれた代表」（この表現は労働審判所審議官の選挙（第一二条）や従業員代表の候補者名簿（第一三条）などについても用いられている）をとるという提案をしたのです。

これに対して、憲法院は、それは別段構わないが、人権宣言六条にいうことを前提とすれば、能力適正資格の考慮よりも、性別の考慮を優先されることはできないとしました。すなわち、性別の考慮に能力適正資格の考慮が優先しないという条件をクリアしていれば合憲であるということでした。

第三に、二〇〇六年三月一六日に、男女給与平等法の違憲判決が出されています。フランスでは、労使間団体交渉によっていろいろな職業上の雇用条件が決定されるわけですが、政府はそこに女性を加えたいと考えました。あるいは、さきほど述べた「ガラス天井」の問題に関連して、これまで女性に職業的な責任ある高い地位に立つということがあまりなかったのですが、もし女性が責任ある地位にたくさん進出すれば、女性全体の賃金があがってくるだろうという考えもありましたでしょう。より本質的には、労働条件が労使間交渉で決まるフランス

の仕組みにあって、そのような決定の場に女性をアクセスさせる必要が認識されたことの反映と考えられます。そういうことから、例えば、株式会社取締役会、公企業の企業委員会、労使交渉を行う従業員代表、あるいは公務員同数委員会に「男女の均衡のとれた代表」実現するために、一種のクォータ制のようなものを導入することを求めました。例えば、はじめて私企業に対して言及され、株式会社の取締役会は、五年以内に一方の性の比率が八〇%を超えてはならないとされました。

ここでひとつの注意を喚起しておきたいと思います。それは、政治部門は今とりあげた三つの法律が含むクォータ制を違憲であると主張をしておらず、憲法院への提訴者は、クォータ制規定とは別の条項について違憲の主張をしております。しかし、憲法院は一九八二年の判決と同様に、職権でこのクォータ制条項を審査して、違憲判断を下しています。従来、憲法院は、人権宣言六条を多用するが、一九四六年憲法前文三項についての言及は故意に避けてきたといわれてきました。前文三項は、「法律は女性に対してすべての領域において男性のそれと平等な諸権利を保障する」という規定で、パリテ条項よりも強制力があるという意見が一部憲法学者にあるほどです。二〇〇六年三月一六日の判決で、憲法院は、この一九四六年憲法前文三項を引

き、さらに、これまではほとんどリファーされることがなかった人権宣言一条「人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ生存する。社会的区別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない」や、一九五八年憲法一条「フランスは出生、人種または宗教による区別なしに、すべての市民が法律の前に平等を保障する」という文言を同時に引用しています。つまり、フランス憲法上、「法律の前の平等」の最も根源的といわれる三つの条項をすべて引用して、パリテは平等原則の前に後退するという宣言をしました。こうして平等原則を理由に、クォータ制を求める（あるいは、一定の男女の比率を求める）男女給与平等法は違憲と判断されました。憲法院は、パリテ条項と平等原則を対置して考えているのです。あくまでも原則は共和国原理を支える平等原則であり、パリテ条項は文字通り憲法に挿入された例外に過ぎないのです。

一九九八年当時の政府は、経済・職業分野にパリテを導入することに問題がないと考えていたのですが、今述べたように、その前提が崩れるような憲法院の判決が出てきたことになりました。このことは、もうひとつのある判決と比較すれば、鮮明になります。それは、二〇〇三年八月一四日の年金改正法の合憲判決です。この法律は、年金保険料の納付期間を延長するとい

う内容の法律で、一定の水準の年金を取得するためには、今までもよりも更に働かなくてはならないというものでした。こうした改革がなされると、不利益をもたらす効果は、キャリアを中断しがちな労働者に対して深刻な問題を与えます。そしてそのような労働者の多くは女性です。これはいわゆる間接差別をもたらすような法改正になるわけです。そこで、政府はこの影響を見越して、予防的なポジティブ・アクションを同時に採用しました。より具体的には、子どもを育てた労働者に、子ども一人当たり八四半期を限度として、保険拠出期間を加算するという措置を採りました。しかし、この特典が得られるのは、女性であり母親であることですから、女性だけのための本当の意味でのポジティブ・アクションです。これは、両性間の平等という憲法原則に反することを提訴者は指摘したのでした。これについて、憲法院は、女性の蒙っている現実の不平等を是正する措置であるから、立法府の判断を尊重すべきとして合憲判決を下しました。憲法院は、先ほどの男女給与平等法判決では、平等原則に違反するクォータ制は許さないとし、本件では、実際に子育てをする男性がいるにもかかわらず、一般利益の名においてそれを不問に付して、女性の利益となるポジティブ・アクションに合憲判断を下したのです。

### (三)「再」再演?

こうした政治部門と憲法院との対立から、職業分野においてパリテの論理を貫くことが阻止される状況を前して、パリテ監視委員会は、憲法改正の提案を行っております(二〇〇六年五月三十一日)。提案は、パリテの論理を職業分野に及ぶ条項についての憲法院の違憲判断を乗り越えて、職業・社会的な責任ある地位への男女の均等なアクセスを促進する法律を制定するために、憲法三四条二項(「法律は、職業上、社会的な責任のある地位をもった男女の均等なアクセスを促進する」)を新たに挿入することを内容としています。

この提案の行方を予測することはできませんが、私は、一連の動きから、一九九八年の憲法改正提案の時点で、政府は「勇み足」をしたのではないかと思っております。というのは、政府が判断根拠としていたアムステルダム条約はEUの条約ですが、EUの男女の平等のありようをめぐる、先ほど述べた憲法院の判決の労使関係現代化法の解釈留保を付けた合憲判決に近いような判決が、EC裁判所によって下されていたからです。したがって、アムステルダム条約というポジティブ・アクションをもってすれば、経済・職業分野へのパリテの導入も可能であると思ひ込んでしまった政府のほうが、「勇み足」

であったかもしれませんが。

いずれにせよ、政治部門が、あらゆる領域にパリテの論理（これは純粹なパリテ派の意味からずれてきているので「論理」と申し上げますが）を及ぼす政策を望むのであれば、憲法院の違憲判断を乗り越えるための憲法改正を政治部門・政権権力が続けていくことになるのでしょうか。

（四）「例外」か？「パラダイムの転換」か？

結局のところ、棚上げされた哲学的問題——パリテは例外なのか、それとも、パラダイムの転換なのか——にまつわる曖昧さが、こうした事態を招いているのではないかと思われま

す。パリテという言葉は憲法にも登場していませんし、立法者を拘束するような原則にもなっていません。憲法改正の後に選挙制度を整えたというお話をしましたが、その時点で設計された選挙制度が選挙を実施しないうちに改正されたことは、立法者が拘束されていないことを象徴的に示しています。欧州議会議員選挙は、全国を一選挙区として、名簿順位が男女交互方式で比例代表一回投票制で実施されることになっていました。ということは、史上はじめて、男女比五〇対五〇が誕生する選挙ではないかと期待されていました。ところが選挙法を改正して、全国

一選挙区から八選挙区に変えてしまいました。これはパリテの効果を減退させるものだととして、違憲の訴えが提起されましたが、それについて憲法院は、立法者の判断を優先させております。さらに、元老院議員選挙について、パリテで行われる比例代表選挙の範囲を縮減しています。

確かにコミュニケーション議会への女性の進出には目覚ましいものがありました。が、「パリテ」条項・「パリテ」法と非常に華々しくいわれている割には、肝心の中央政界ではそれほど力を発揮してはいないというのが現実です。しかし改正間もないこともあり、まだ進行中の出来事です。現実にはパリテが原則となっていないとしても、その考え方が社会に受け入れられたことから、何故その分野に女性がいないのか、何故男性がその分野に多いのかということが、疑問視されるものの見方が生まれたのです。このような疑問は、伝統的な共和国原理の構想の下では、生じえなかつたことです。法律によって社会の変革がなされるというよりも、法律をめぐる議論が社会のさまざまな人々に浸透していく、政治部門に対して社会の側がリードして、社会の圧力によって政治家が妥協を強いられる。かようなひとつの流れが生まれたのではないかと観察しております。

最後になりますが、憲法院は、以上ご紹介した判決を通じて、

パリテをあくまでも例外、平等原則と対立すると位置づけていますが、例外扱いし続けることの憲法学にとつての意味を考え、必要があるように思います。一九世紀末から二〇世紀にかけて、主権原理の変更、代表制の変化が語られました。憲法学はそうした事態を自身の理論の中に組み入れて、憲法理論の体系を築き上げてきました。パリテの論理が社会に浸透していくものであれば、パリテの論理を例外扱いし続けるのではなく（例外による普遍的構築物の侵食を放置するのではなく）、早晩、自身の理論問題として受け止めて、組み入れていくことが、普遍主義憲法学が二一世紀に生きのこっていくために必要となるのではないのでしょうか。それがパラダイムの転換となるのか、普遍主義の懐の深さを証明するものになるのかは、私自身の中ではまだ予測すらたちません。ひとつの問題提起として、今日の話が皆さんにお考えいただく契機となれば、幸いです。どうぞご清聴ありがとうございます。（拍手）

\*本稿は、北大立法過程研究会シンポジウムにおける報告原稿に加筆修正していただいたものである。なお、本シンポジウムは、科学研究費に基づく共同研究（「変革期における新たな立法動向と多元的立法過程に関する比較的・総合的研究」

〔二〇〇五年度～二〇〇八年度科学研究費補助金基盤A（研究代表者・岡田信弘）の一環として二〇〇六年八月二三日に開催された。（岡田信弘記）。

【パリテ論争相関図】

		パリテ導入支持	パリテ導入反対
抽象性 具象性 利益	象性	パリテ派 個人の解剖学的二元性	共和主義派 性別のない個人
	象性	差異本質主義 男女混合による人間存在	極左派 支配／被支配（被支配の連帯）

↓  
差異のジレンマ